

裾野市立富岡第二小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月版

1 学校教育目標

「気づき 考え やりとげる」

2 いじめ防止等の重点目標

- いじめをしない人
- いじめを許さない人
- 人のちがいを理解して、認め合える人

3 いじめ防止等の基本的な考え

【いじめの定義】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。 「いじめ防止対策推進法」第二条より

- ・いじめは、どのような理由があろうとも、絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものである。
- ・いじめの早期発見、未然防止につながるように、全教職員が子供の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、子供の小さな変化を見逃さないように努める。
- ・いじめに係る相談や情報があった時は、担任だけで抱え込まずに報告・連絡・相談をし、教職員全体で共通理解のもと連携して指導する。

4 いじめ防止対策委員会

【家庭・地域との連携】

- ・授業参観・懇談会
- ・個別面談・登校指導
- ・学校運営協議会やごんべっこサポータークラブ等との情報共有

【いじめ防止対策委員会】

- ・校長 ・教頭 ・教務主任
- ・生徒指導主任
- ・養護教諭・学級担任
- ・関係職員

【関係機関との連携】

- ・市教育委員会
- ・裾野警察署
- ・巡回相談員
- ・家庭児童相談室
- ・スクールカウンセラー 等

5 いじめ防止等に関する取組 ～「自己肯定感」、「自己有用感」を高めるために～

（1）いじめの未然防止

- ・すべての教育活動を通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した魅力ある学校づくりの推進
- ・道徳の時間の充実
（教職員の指導力向上、児童がいじめの問題と向き合えるための工夫）
- ・人間関係づくりプログラム等の実施
- ・たてわり活動の充実
- ・「さわやかあいさつ100%」を目標にした挨拶の励行
- ・家庭・地域との連携（法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報活動の充実）
- ・教職員研修の充実（危機管理、児童理解、魅力ある学校づくり等）
- ・学校評価におけるいじめ防止等の取組状況の評価

（２）いじめの早期発見

- ・日常的な観察（全職員で）
- ・定期的なアンケートの実施（月１回）
- ・職員会議での全職員による情報交換と共通理解
- ・学級担任による教育相談（アンケート実施後・全員個別の面談 年２回）
- ・スクールカウンセラー等による教育相談の実施

（３）いじめへの適切な対応（初期対応の重要性を意識した迅速な行動）

- ・いじめやいじめが疑われる情報が入ったときは、迅速に事実確認をする。
- ・速やかな報告、連絡、「いじめ防止対策委員会」を招集し、解決に向けての方針を立てる。（いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。）
- ・全職員の共通理解、情報共有（具体的な支援、指導の検討）
- ・被害児童とその保護者に対して、心配や不安を取り除くケアをする。
- ・加害児童の話にも耳を傾け、表面的な反省、安易な仲直りで終わらせることなく、（本当に悪いことをした）と気付いて、言動の変容や反省が被害児童に伝わるまで、指導を継続する。
- ・重大な被害を伴う事案は、発生を認知したら直ちに教育委員会に報告し、拡大いじめ防止対策委員会を招集して、SC・SSW等の専門的知見も生かす。必要に応じて、学校医や警察、児相等とも連携する。犯罪行為にあたるいじめは直ちに警察に相談・通報する。
- ・保護者への説明、協議、連携
- ・加害児童のいじめ行為が解消されるまでの丁寧な指導と見届け
（いじめの解消とは、いじめに係る行為がやんでいる状態が３か月続く、かつ被害者が心身の苦痛を感じていないこと。）
- ・再発防止に向けた全職員による事案の検証

（４）保護者との連携

- ・PTA活動の充実（奉仕作業、登校指導 等）
- ・ボランティア活動の充実（読み聞かせ、図書館、お飾り作り、ミシン 等）
- ・学校評価アンケートの実施（年２回）
- ・いつでも相談を受け付ける体制づくり

（５）関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、巡回相談員への情報提供
- ・市役所家庭児童相談室との連携 → 東部児童相談所へ
- ・裾野警察署への情報提供（重大ないじめ事案等）

６ いじめ防止対策年間計画

◎毎月の取組

- ・学校生活アンケート（年２回は 全員個別面談）
- ・職員会議、打ち合わせ等での情報交換

◎学期ごとの取組

1学期の取組	2学期の取組	3学期の取組
・学校運営協議会（4・6月） ・希望保護者面談（4月） ・学校評価アンケート（7月） ・魅力アンケート（7月） ・職員研修（夏休み）	・学校運営協議会（10月） ・保護者面談（7月） ・学校評価アンケート（12月） ・魅力アンケート（12月）	・学校運営協議会（1・2月） ・保護者面談（12月） ・魅力アンケート（2月）
年間通しての取組 ・人間関係づくりプログラムの実施 ・ピアサポート活動		